

鹿屋市国際交流協会ホストファミリーボランティア制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、鹿屋市国際交流協会ボランティア登録制度設置要綱に基づくホストファミリーボランティアに係る同制度の運営について必要な事項を定める。

(申込資格)

第2条 ホストファミリーボランティアへの登録を希望する者で、次の要件を満たしたものを登録する。

- (1) 家族全員がホストファミリーボランティアの趣旨を理解し、鹿屋市の国際交流の推進に熱意を有していること
- (2) 諸外国に対し、日本の文化及び鹿屋市の実情を正しく紹介できること
- (3) ホストファミリーボランティアとしてふさわしい常識と品性を備えていること
- (4) 依頼に応じられる時間的余裕があること

(活動内容)

第3条 ホストファミリーボランティアは、ホームステイとホームビジットを行うことにより日本文化の理解及び相互理解の推進を図るものとする。

(ホームステイ活動の内容)

第4条 ホームステイは外国人を家庭に宿泊させ、生活を共にすることにより、日本文化の理解及び相互理解の推進を図るものとする。

2 ホームステイ期間は、原則として1ヶ月超えないものとする。

(ホームビジット活動の内容)

第5条 ホームビジットは宿泊を伴わない日本人家庭の訪問を行うことにより、日本文化の理解及び相互理解の推進を図るものとする。

(対象となる外国人)

第6条 ホームステイ・ホームビジットの紹介を受けることができる外国人は次のとおりとする。

- (1) 協会が受入主体である外国人
- (2) 鹿屋市又は鹿屋市の関係機関が受入主体である外国人
- (3) 日本国又はその関係機関が受入主体である外国人
- (4) 他の民間国際交流団体等が受入主体であって、協会が適当と認める外国人
- (5) その他協会適当と認める外国人

(その他)

第7条 この実施要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は平成19年5月18日から施行する。